

令和 7 年度 事業計画書

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

一般財団法人アジア国際支援財団

この法人は、学業優秀でありながら経済的な理由により学費の支弁が困難な高校生・大学生・外国人留学生に向け、奨学金給付及び生活支援を行うことで国際社会に貢献し得る有為な人材を育成し、世界平和に寄与してまいります。また、今年度も引き続き法人運営の基盤確立にも努めてまいります。

【公益目的事業：アジア次世代教育支援事業】

取り組み 1 アジア国際支援奨学金

◆ 事業の趣旨・概要

我が国の奨学金事業は、昭和 18 年創設の財団法人大日本育英会に始まり、無利子貸与型としてスタートし、学生数等の増加により規模を拡大してきました。しかし現在では、社会に出ると同時に奨学金返還義務を負う若者が、経済的・精神的な重荷を抱えて社会生活をスタートするという課題が深刻化しています。こうした現状を受けて、国においても給付型奨学金の拡充が図られておりますが、未だ十分な支援体制が整っているとは言えません。

この法人は、教育の機会均等を確保する観点から、意欲と能力のある学生・外国人留学生が家庭の経済状況によって就学の機会が奪われることの無いよう、返済義務のない給付金の給付を行ってまいります。奨学生対象者を高等学校・大学・専門学校に在籍する生徒並びに学生（外国人留学生含む）と幅広く設定し、経済的理由で若者が夢をあきらめることなく、一人でも多くの若者が夢に向かって進み続けられるよう支援を続けることで国際社会に貢献し得る有為な人材を育成してまいります。

なお、奨学生の進路等について、この法人は一切関与いたしません。

また、本年度は奨学金給付の募集及び選考、採用のみを実施し、対象者への奨学金給付は次年度（令和 8 年度）実施いたします。

1. 大学生・専門学校生（外国人留学生含む）への奨学金給付

(1) 応募資格

以下の 1)～5)のすべてに該当すること。

- 1) 日本国内に居住していること
- 2) 日本国内に所在する大学又は専門学校に在籍する学生であること
- 3) 募集年度 4 月 1 日時点で年齢 25 歳以下であること

- 4) 経済的な理由により学費の支弁が困難であること
- 5) 就学状況及び生活状況について適時報告できること

(2) 応募手続

下記の書類をこの法人の理事長宛に提出すること。

- 1) 奨学生申込書（所定様式に自筆で作成・写真貼付）
- 2) 身上書（所定様式に自筆で作成）
- 3) 推薦書（所定様式作成）
- 4) 成績証明書（在学期間が発行する直近のもの）
- 5) 在学証明書（在学期間が発行する直近のもの）
- 6) 住民票の写し（同一世帯内全員分の記載があるもの、続柄記載有、
個人番号不要）
- 7) 所得を証明する書類（家計支持者の所得を証明できるもの）

(3) 奨学金の内容 ※令和7年度の奨学金給付はなし

- 1) 奨学金の額：月額 20,000 円（年額 240,000 円）／人
- 2) 奨学金の給付期間：支給開始月から翌年3月までの1年間
- 3) 奨学金の給付時期：4月（4月～7月分）、8月（8月～11月分）、及び
12月（12月～翌年3月分）の3回に分けて給付

(4) 募集・選考・採用スケジュール

- 1) 募集期間：令和7年12月1日～令和8年1月31日
- 2) 選考期間：令和8年2月1日～令和8年3月15日
- 3) 採用者決定：令和8年3月下旬

(5) 選考方法

「アジア国際支援奨学金制度に関する規程」に定める奨学生選考委員会において、別に定める「奨学生選考基準」に基づき選考します。

選考方法は書類選考（学業成績・会計状況等の内容から総合的に審査）とします。

(6) 採用者決定の手続き

奨学生選考委員会の選考結果を受けて、理事会が採用者を決定します。

選考結果は、採否に関わらず令和8年3月下旬に、理事長が本人宛に書面で通知するとともに、採用者には採用決定通知書を送付するものとします。

(7) 採用決定後の手続き

採用決定通知書を受領した奨学生は、採用決定通知書とともに交付される以下の書類を提出すること。

- 1) 誓約書
- 2) 振込先届出書

(8) 奨学生の義務

奨学生には、健康に留意し、学業に励むとともに、この法人の奨学にかかわる規定

を守りつつ、就学状況・生活状況報告書の提出を義務付けます。

(9) 公表方法

奨学金制度の概要、募集要項、給付実績に係る情報（個人情報を除く）等の公表は、この財団のホームページより公表します。

(10) その他

奨学生が安心して学べる環境を整えるため、生活相談や進学・日常生活に関する支援や情報提供を行います。

2. 高校生（外国人留学生含む）への奨学金給付

(1) 応募資格

以下の 1)～4)のすべてに該当すること。

- 1) 日本国籍を有し、日本国内に居住していること
- 2) 日本国内に所在する高等学校に在籍する学生であること
- 3) 経済的な理由により学費の支弁が困難であること
- 4) 就学状況及び生活状況について適時報告できること

(2) 応募手続

下記の書類をこの法人の理事長宛に提出すること。

- 1) 奨学生申込書（所定様式に自筆で作成・写真貼付）
- 2) 身上書（所定様式に自筆で作成）
- 3) 推薦書（所定様式作成）
- 4) 成績証明書（在学期間が発行する直近のもの）
- 5) 在学証明書（在学期間が発行する直近のもの）
- 6) 住民票の写し（同一世帯内全員分の記載があるもの、続柄記載有、個人番号不要）
- 7) 所得を証明する書類（家計支持者の所得を証明できるもの）

(3) 奨学金の内容 ※令和 7 年度の奨学金給付はなし

- 1) 奨学金の額：月額 10,000 円（年額 120,000 円）／人
- 2) 奨学金の給付期間：支給開始月から翌年 3 月までの 1 年間
- 3) 奨学金の給付時期：4 月（4 月～7 月分）、8 月（8 月～11 月分）、及び 12 月（12 月～翌年 3 月分）の 3 回に分けて給付

(4) 募集・選考・採用スケジュール

- 1) 募集期間：令和 7 年 12 月 1 日～令和 8 年 1 月 31 日
- 2) 選考期間：令和 8 年 2 月 1 日～令和 8 年 3 月 15 日
- 3) 採用者決定：令和 8 年 3 月下旬

(5) 選考方法

「アジア国際支援奨学金制度に関する規程」に定める奨学生選考委員会において、

別に定める「奨学生選考基準」に基づき選考します。

選考方法は書類選考（学業成績・会計状況等の内容から総合的に審査）とします。

(6) 採用者決定の手続き

奨学生選考委員会の選考結果を受けて、理事会が採用者を決定します。

選考結果は、採否に関わらず令和 8 年 3 月下旬に、理事長が本人宛に書面で通知するとともに、採用者には採用決定通知書を送付するものとします。

(7) 採用決定後の手続き

採用決定通知書を受領した奨学生は、採用決定通知書とともに交付される以下の書類を提出すること。

1) 誓約書

2) 振込先届出書

(8) 奨学生の義務

奨学生には、健康に留意し、学業に励むとともに、この法人の奨学にかかわる規定を守りつつ、就学状況・生活状況報告書の提出を義務付けます。

(9) 公表方法

奨学金制度の概要、募集要項、給付実績に係る情報（個人情報を除く）等の公表は、この財団のホームページより公表します。

(10) その他

奨学生が安心して学べる環境を整えるため、生活相談や進学・日常生活に関する支援や情報提供を行います。

取り組み 2 定住難民の学生向け奨学金

◆ 事業の趣旨・概要

平成 4 年度から経済的な理由により進学等が困難な定住難民の大学生・高校生を対象に、学費の一部を給付することで、生活の安定と有能な人材の育成を目的とした支援を行っています。選定された学生には、卒業するまで毎月支援金を給付しています。

本学費給付に関し、令和 7 年 4 月 1 日時点で給付対象の学生に対し、継続して支援金を給付します。なお、新たな対象者の応募は行いません。

1. 大学生への学費給付

(1) 給付金額及び期間

1) 奨学金の額：月額 20,000 円（年額 240,000 円）／人

2) 奨学金の給付期間：支給開始月から卒業まで

3) 奨学金の給付時期：毎月月末に給付

(2) 公表方法

給付実績に係る情報等の公表（個人情報を除く）は、この財団のホームページより

公表します。

(3) その他

奨学生が安心して学べる環境を整えるため、生活相談や進学・日常生活に関する支援や情報提供を行います。

2. 高校生への学費給付

(1) 給付金額及び期間

1) 奨学金の額：月額 10,000 円（年額 120,000 円）／人

2) 奨学金の給付期間：支給開始月から卒業まで

3) 奨学金の給付時期：毎月月末に給付

(2) 公表方法

給付実績に係る情報等の公表（個人情報を除く）は、この財団のホームページより公表します。

(3) その他

奨学生が安心して学べる環境を整えるため、生活相談や進学・日常生活に関する支援や情報提供を行います。

以上